

京阪バス | C1day チケット取扱規則

2024年12月1日改定

京阪バス株式会社

京阪バス I C 1 d a y チケット取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、京阪バス株式会社（以下「当社」という。）の I C カード取扱規則（以下「I C カード取扱規則」という。）第9条に定める I C カードのうち、株式会社スルッとKANSAI が発行する「P i T a P a」、西日本旅客鉄道株式会社が発行する「I C O C A」、大阪市健康福祉局及び株式会社スルッとKANSAI が発行する「大阪市敬老優待乗車証」、神戸市保健福祉局及び株式会社スルッとKANSAI が発行する「神戸市敬老優待乗車証」「神戸市福祉乗車証」に記録する京阪バス I C 1 d a y チケット（以下「バス I C 一日券」という。）の発売等について定めることを目的とします。

(有効日及び発売期間)

第2条 バス I C 一日券の有効日及び発売期間は、次に定めるとおりとします。

- (1) 有効日 発売日に限ります。ただし12月31日有効分は1月1日も有効とします。
- (2) 発売期間 通年とします。

(契約の成立時期及び適用規定)

第3条 バス I C 一日券の旅客運送の契約は、旅客がバス I C 一日券を購入したときに成立します。

- 2 前項の規定により契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立したときの規定によります。

(バス I C 一日券の効力)

第4条 バス I C 一日券を所持する旅客は、当該バス I C 一日券の有効日に限り、当社の指定する路線に、乗車回数に制限なく乗車することができます。ただし、深夜バスに乗車する場合は、一回の乗車ごとに、深夜割増運賃を別途支払うことにより、乗車することができます。

(運賃)

第5条 バス I C 一日券の運賃は、次に定めるとおりとします。

- (1) 大人 750円
- (2) 小児 380円

(発売)

第6条 バス I C 一日券は、第1条に定める I C カードに発売します。この場合において、前条第1号に規定する大人の使用に供するバス I C 一日券は、I C カード取扱規則第16条第1項の持参人式 I C カードおよび記名式 I C カードの大人用 I C カードにその情報を記録します。また、前条第2号に規定する小児の使用に供するバス I C 一日券は、小児用 I C カードにその情報を記録します。

- 2 バス I C 一日券を「I C O C A」「大阪市敬老優待乗車証」「神戸市敬老優待乗車証」「神戸市福祉乗車証」に記録する場合は、旅客の所持する I C カードの I C カード取扱規則第3条第2号の S F から、前条の運賃の減額と引換えに発売します。ただし、当該 I C カードの S F 残額が前条の運賃の額に満たない場合は発売しません。なお、バス I C 一日券の運賃額には、I C カード取扱規則第2条第6項のポイントサービスを適用しません。

- 3 バス I C 一日券を「P i T a P a」に記録する場合は、前条の運賃を I C カード取扱規則第 3 条第 3 項のポストペイで発売します。ただし、I C カード取扱規則第 1 4 条のポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド機能付き I C カードとして前項を適用します。なお、バス I C 一日券の運賃額には I C カード取扱規則第 2 0 条第 1 項の登録型割引を適用しません。
- 4 バス I C 一日券は、一枚の I C カードに複数分発売しません。

(発売場所)

第 7 条 バス I C 一日券は、当社の一般乗合旅客自動車（高速バス、空港リムジンバス、定期観光バス、ダイレクトエクスプレス直 Q 京都、京都競馬場線、コミュニティバス等を除く）の車内に設置された、I C カード取扱規則第 3 条第 6 号の I C カード読取機において発売します。

(制限又は停止)

第 8 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、バス I C 一日券の発売を制限又は停止することがあります。

- 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責を負いません。

(使用方法及び制限事項)

第 9 条 バス I C 一日券を使用する旅客は、乗車時並びに下車時に I C カード読取機に触れて乗車記録、並びに下車記録をしたときに、当該乗車区間に有効な一日乗車券として使用することができます。この場合には当社運送約款第 2 1 条第 2 項を適用しません。

- 2 バス I C 一日券を使用する旅客は、バス I C 一日券の機能が付加された I C カードの破損、I C カード読取機の故障又は I C カード読取機による I C カードの内容の読取りが不能となったとき、バス I C 一日券は使用できないことがあります。

(使用不可路線)

第 1 0 条 当社は、バス I C 一日券を使用できない路線を定めることがあります。使用不可路線では第 7 条の発売は行いません。

(払戻し)

第 1 1 条 旅客は、バス I C 一日券の発売額の払戻しを請求することはできません。

(再発行)

第 1 2 条 旅客が I C カードの再発行を行った場合、バス I C 一日券の再発行は行いません。

(割引の取り扱い)

第 1 3 条 バス I C 一日券の発売額については、割引の取り扱いを行いません。

(無効となる場合等)

第 1 4 条 バス I C 一日券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とします。

- (1) 乗車処理後のバス I C 一日券の機能が付加された I C カードを他人から譲り受けて使用したとき
- (2) 偽造、変造及び不正に作成されたバス I C 一日券を使用したときまたは使用しようとしたとき

(3) その他不正乗車的手段として使用したとき

2 バス I C 一日券が障害状態になった場合は、前項の規定を準用します。

(割増運賃等)

第 1 5 条 前条第 1 項の規定により I C カードを無効とした場合は、当社運送約款第 2 7 条を準用し、割増運賃を申し受けます。

(その他)

第 1 6 条 この規則に定めのない事項については、当社運送約款及び I C カード取扱規則を準用します。

附 則

(実施期日)

1. この規則は、2017年4月1日から実施します。
2. この規則は、2022年6月1日に一部改定します。
3. この規則は、2024年12月1日に一部改定します。